

子吉川圏域流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「子吉川圏域流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、子吉川圏域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求める事ができる。

(作業部会の構成)

第4条 協議会の下に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表2をもって構成する。
- 3 作業部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 作業部会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とする。
- 5 事務局は、第2項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を作業部会に求める事ができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 子吉川圏域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができます。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 協議会の事務局は、秋田河川国道事務所 調査第一課及び秋田県 建設部 河川砂防課が共同で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年9月18日から施行する。

令和2年12月17日 一部改定。

令和3年 3月18日 一部改定。

別表 1

子吉川圏域流域治水協議会

委員	由利本荘市	市長
	にかほ市	市長
	秋田県	総務部 危機管理監
		農林水産部長
		建設部長
	農林水産省	東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所長
	林野庁	東北森林管理局 由利森林管理署長
	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	東北北海道整備局長
	気象庁	秋田地方気象台長
	国土交通省	東北地方整備局 秋田河川国道事務所長
		東北地方整備局 鳥海ダム工事事務所長

別表2

子吉川圏域流域治水協議会 作業部会

由利本荘市	総務部 危機管理課
	農林水産部 農山漁村振興課
	建設部 建設管理課
	企業局 下水道課
にかほ市	総務部 防災課
	農林水産建設部 農林水産課
	農林水産建設部 建設課
	農林水産建設部 上下水道課
秋田県	総務部 総合防災課
	農林水産部 農地整備課
	農林水産部 森林整備課
	建設部 河川砂防課 (事務局)
	建設部 下水道マネジメント推進課
	建設部 都市計画課
	建設部 建築住宅課
	由利地域振興局 農林部 農村整備課
	由利地域振興局 農林部 森づくり推進課
	由利地域振興局 総務企画部 地域企画課
農林水産省	東北農政局
	西奥羽土地改良調査管理事務所 企画課
林野庁	東北森林管理局 由利森林管理署
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター	東北北海道整備局 秋田水源林整備事務所
気象庁	秋田地方気象台
国土交通省	秋田河川国道事務所 調査第一課 (事務局)
	鳥海ダム工事事務所 調査設計課